

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

平成27年(2015年)3月

豊 中 市

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

目 次

自治基本条例について	1
運用状況の検討について.....	1
各条項の運用状況.....	2
前文	2
第1章 総則.....	3
第1条 目的	3
第2条 自治の基本原則.....	3
第2章 自治の主体	4
第3条 市民の権利	4
第4条 市民の責務	4
第5条 事業者の責務.....	4
第6条 市議会の権限等.....	5
第7条 市議会の責務.....	5
第8条 市議会議員の責務	5
第9条 市長の権限	7
第10条 市長の責務.....	7
第11条 職員の責務.....	9
第3章 自治の運営	10
第12条 地域自治	10
第13条 市政運営の基本原則.....	12
第14条 総合計画	13
第15条 行政組織	15
第16条 行政手続	17
第17条 政策法務	18
第18条 法令遵守	19
第19条 情報公開及び個人情報の保護.....	21
第20条 行政評価	23
第21条 人材育成	25
第22条 財政運営	27
第23条 危機管理	29
第4章 参画と協働.....	31
第24条 参画における原則.....	31
第25条 意見公募手続	32
第26条 審査会等の委員の選任	33
第27条 協働における原則.....	34

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

目 次

第28条 協働の推進.....	35
第29条 パートナーシップ協定.....	37
第5章 市民投票.....	38
第30条 市民投票.....	38
第6章 国又は他の地方公共団体との連携.....	39
第31条 国又は他の地方公共団体との連携.....	39
第7章 この条例の位置付け.....	41
第32条 この条例の位置付け.....	41
附 則.....	42
おわりに.....	43
豊中市自治基本条例(条文).....	44

自治基本条例について

本市は、平成 19 年(2007 年)4 月に、市民主権の理念をふまえた豊中独自の自治を実現するため、地域の自治や市政を進めていくときの考え方・ルールを定めた「豊中市自治基本条例（以下、「自治基本条例）」を施行しました。

この自治基本条例は、本市の基礎自治体としての枠組みと、市民の市政への参画と協働の仕組みなどを定める市政運営に関する最高規範であるとともに、自治を進める基本を定めています。

運用状況の検討について

1. 趣旨

本書は、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間について、自治基本条例の運用状況について検討を行い、その結果を取りまとめたものです。

2. 本書の内容について

- ・市議会及び行政が実施すべき事項を規定している条項について、検討を加えています。
- ・平成 22 年度から平成 25 年度の 4 年間の取組みを把握したうえで、施策の実施方法の見直しや新たな制度の導入など今後の方向性について検討し、まとめています。また、平成 22 年度から平成 25 年度の間で、新たに行った取組みについては、「◎」と表記しています。
- ・各条項における 4 年間の取組みを、具体的に示す数値データがある場合は、「参考データ」として掲載しています。

各条項の運用状況

前文

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持つ力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、
自分の住むまちに関心を持ち、
まちの課題を自らの課題として受け止め、
情報を共有し、
お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、
よって、まちの課題に対して、
より良い解決方法を見つけ出し、
責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

《趣旨》

自治基本条例制定への決意を明らかにしたもので、各条文を解釈する際のよりどころとなるものです。

自治基本条例制定への決意を明らかにしたものであるため、運用状況の検討の対象外としています。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 自治の基本原則

第1章 総則

第1条 目的 第2条 自治の基本原則

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。

2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

《趣旨》

(第1条)

自治基本条例の目的を明らかにしたものです。

(第2条)

自治の基本原則として、「情報共有」「参画」「協働」の三つを定めるとともに、それを踏まえて、地域の課題を「だれが」「どのように」担うのかについて、あり方を定めるものです。

自治基本条例の目的、基本原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第2章 自治の主体

第3条 市民の権利 第4条 市民の責務 第5条 事業者の責務

(市民の権利)

第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。

3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

《趣旨》

(第3条)

自治の主体として市民が有する権利と、その権利行使のあり方について定めるものです。

(第4条)

市民の権利行使に伴う責務について定めるものです。

(第5条)

事業者にも地域社会の一員としての責務があることを定めるものです。

権利、責務を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第2章 自治の主体

第6条 市議会の権限等

第7条 市議会の責務

第8条 市議会議員の責務

第6条 市議会の権限等 第7条 市議会の責務 第8条 市議会議員の責務

(市議会の権限等)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。

2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

《趣旨》

(第6条)

市議会の果たすべき機能を定めるとともに、その機能を果たすため市議会が有する権限を、地方自治法の規定を参考に定めるものです。

市長は、執行機関としての機能が法律上も明確に位置付けられているため、権限規定を置くことで十分ですが、議会については、一定の事件を議決するほか、いわゆる二元代表制の下で市長の事務執行を監視、けん制するなど、多元的な機能を有しているため、単に権限規定を置くだけでは不十分であると考え、特にその機能に関する規定を置いたものです。

市議会の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

(第7条)

市議会の責務について定めるものです。

(第8条)

市議会議員の責務について定めるものです。

個々の議員が、市民の代表として誠実に職務を行い、審議能力の一層の向上を図ることによって、全体としての市議会の権限等および責務がより良く果たされるという考え方に立つものです。

《 4年間の取組み 》

○条例の制定・改廃、予算及び決算の認定等を審査し、議決

地方自治法第96条の規定に定める議決事件を議決

○議会改革の検討・実施

「議会改革等検討委員会」を設置し、本会議・委員会の運営、議会の情報化等について継続的に検討・実施

○市議会本会議のインターネット中継の実施

インターネット配信による市議会本会議のライブ・録画中継を実施

○市議会ホームページの充実

市議会ホームページにある「議会運営の流れ」「議会用語の解説」「議員名簿」「一般質問及び代表質問の通告書」などのコンテンツの内容を充実

○議会報の発行

「議会報編集委員会」を設置し、議会の審議状況を市民等に広報するために、広報誌(広報とよなか)に「とよなか市議会のうごき」を掲載(全戸配布)

○調査活動の実施

市議会議員の審議能力及び政策力の向上を図るため、調査活動を実施

◎一般質問における一問一答方式の試行(平成24年度～)

市民の意思を反映させる一般質問において、わかりやすい議会運営という観点から、一問一答方式と一括質問方式の選択制を試行

～今後の方向性～

今後も、条例に規定される市議会の権限や責務、市議会議員の責務に則り、市民の信託を受けた機関・代表として、また自治の主体として、市民主権の理念のもとでの自治の実現に向けて役割を担っていきます。

第2章 自治の主体

第9条 市長の権限

第10条 市長の責務

第9条 市長の権限 第10条 市長の責務

(市長の権限)

第9条 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。

2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。

2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。

《趣旨》

(第9条)

市長が有する権限を、地方自治法の規定を参考に定めるものです。

市長の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

(第10条)

市長の責務について定めるものです。

本条は、選挙の際に公約を掲げて当選し就任した市長が、有権者である市民の信託にこたえ説明責任を果たすべきであるとの観点から、本来は政治の問題として取り扱われるべきとの考え方もあるなかで、あえて設定した経過があります。従って、拘束性の強い規定とはせずに、努力義務にとどめています。

《4年間の取組み》

◎公約を基本政策として位置付け（平成22年度～）、進捗状況の公表

（平成23年度～）

総合計画との整合性を考慮しながら、公約を行政施策として、5つの基本政策に基づき、70の政策項目に組み立てなおし、重点的に予算措置。70の政策項目について毎年4月に進捗状況を公表

◎市の権限の拡充（平成24年度）

豊能地区3市2町（豊中市・箕面市・池田市・豊能町・能勢町）への教職員人事権の移譲や、中核市移行により、大阪府から保健所の運営をはじめとした多くの権限を移譲

◎新・豊中市行財政改革大綱の目標達成（平成25年）

平成19年に策定した新・豊中市行財政改革大綱の目標である、経常収支比率95%を平成25年度予算において達成

～今後の方向性～

今後も引き続き、条例に規定する権限と責務をふまえ、条例が掲げる市民主権の理念のもとでの自治の実現に向けて、市民への説明責任を果たしながら、政策の実現に向けて取組んでいきます。

〔参考データ〕

		H22	H23	H24	H25	H26
基本政策の進捗度(%)		—	66	83	93	95
基本政策 の 進捗状況 (項目数)	A(順調に進んでいる)	—	5	25	50	57
	B(概ね順調に進んでいる)	—	37	41	20	13
	C(順調な進捗に向けて取組中)	—	25	4	0	0
	D(調査・検討段階)	—	3	0	0	0
	E(未着手)	—	0	0	0	0
	計	—	70	70	70	70

(出典)政策企画部 企画調整室(平成23年度開始)

	H22	H23	H24	H25	H26
予算における経常収支比率(%)	96.6	96.0	96.9	94.9	94.9

(出典)財務部 財政室

第2章 自治の主体

第11条 職員の責務

第11条 職員の責務

第11条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

《趣旨》

(第11条)

市職員の責務について定めるものです。

責務を規定し、具体的な取組みについて規定していない条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第3章 自治の運営

第12条 地域自治

- 第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織（以下この条において「地域自治組織」という。）を自主的に形成することができる。
- 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

地域における自治を推進するための組織の形成や活動、それに対する市の措置について定めるものです。

《4年間の取組み》

◎地域自治システムの調査検討と地域自治組織の形成支援のモデル実施

（平成22年度～）

地域自治組織のあり方や行政の組織体制、地域と行政の役割分担など、一連の体系（＝地域自治システム）の構築に向けて調査検討し、考え方を整理
地域自治システム導入に向けて、地域自治組織形成の取組みを行う地域への支援をモデル実施し、制度設計に活用

◎豊中市地域自治推進条例の施行と地域自治システムの創設（平成24年度）

地域自治の発展に寄与することを目的に、地域自治の理念や原則、市の支援を受ける地域自治組織の要件等を規定する「地域自治推進条例」を施行
この条例に基づき、地域と市が協働で地域課題の解決に総合的に取り組むための制度である地域自治システムを創設し、地域自治の取組みを本格的に開始

第3章 自治の運営
第12条 地域自治

～今後の方向性～

全市一斉一律ではなく、地域の特色を生かした、それぞれの地域ならではの取組みを促進し、地域自治の実現をめざします。

地域自治推進条例の施行後3年にあたる平成26年度に、条例の運用状況を検討し、地域自治の理念や原則がより効果的に実現される仕組みとなるよう、改善を図ります。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
地域自治組織の形成に向けた地域の取組みへの参加者数(人)	—	483	138	485
地域自治組織の数(団体)	—	0	1	1

(出典)市民協働部 コミュニティ政策室(平成 23 年度開始)

第13条 市政運営の基本原則

- 第13条 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。
- 2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。
- 3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。

《趣旨》

市政運営における基本原則を定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第14条 総合計画

第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにならなければならない。

《趣旨》

市は、総合計画を策定し、これに即した事務処理を行うべきこと、各分野の計画は総合計画に適合して策定すべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

◎第3次総合計画後期基本計画（平成23年度）及び実施計画（平成23～平成25年度）の策定

平成23年度に計画期間を10年とする第3次総合計画後期基本計画を策定し、同計画に基づく実施計画を毎年策定

◎各分野別計画の策定

平成22年度策定の「DV対策基本計画」、平成23年度策定の「中小企業チャレンジ促進プラン」「文化芸術推進プラン」「市有施設有効活用計画」「窓口サービス基本方針」、平成24年度策定の「健康づくり計画」など、総合計画に基づく各分野の計画を策定

～今後の方向性～

引き続き、第3次総合計画後期基本計画に基づく、総合的かつ計画的な行政運営を進める。

一方で、総合計画基本構想を策定した平成13年から12年が経過し、その間には、リーマンショックに端を発した世界同時不況や、平成23年に行われた地方自治法の改正による総合計画策定の義務付けの撤廃、情報化の進展など市政運営に関わる大きな社会経済環境の変化があった。本市においては、人口が平成17年以降増加に転じたほか、地方分権が加速する中で平成24年度に中核市へ移行し、平成25年度には財政非常事態宣言の解除など行財政運営にかかる大きな変化があった。

このため、こうした変化が今後の市政運営に及ぼす影響について点検を行い、市民・議会とも議論を行いながら、今後の人口減少・少子高齢化等の大きな環境変化にも対応できる総合計画について検討を進める。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
実施計画に位置づけられている各種分野別計画の数(件)	—	67	72	67
第3次総合計画後期基本計画に基づく事業の数(件)	—	1,577	1,644	1,575

(出典) 政策企画部 企画調整室(平成23年度開始)

第15条 行政組織

第15条 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。

《趣旨》

行政組織について、市は、社会経済情勢の変化に対応するため、簡素で効率的な編成、相互の連携の確保に配慮すべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○組織構造のルール化

各部のミッションに応じ、柔軟な組織運営が可能となるよう、チーム・グループ等の組織構造を整理するとともに、市長から各部局長へ室課内における組織編成権の移譲を実施

○各部局の改編

中核市への移行(平成24年度)などの環境変化や行政需要に対応するため、保健所設置による保健衛生部門の再編など必要に応じて組織の改編を実施

～今後の方向性～

社会経済情勢の変化や複雑化、多様化する行政需要に、迅速かつ的確に対応するため、柔軟で機動的な組織体制を構築します。

複雑な組織構造を見直し、簡素でわかりやすく、権限と責任が明確な組織体制を構築します。

〔参考データ〕

		H22	H23	H24	H25
行政機構数 ^{※1}	部 ^{※2}	20	23	23	21
	室 ^{※3}	37	56	58	57
	課	86	75	78	77
	係	187	148	145	146
	チーム	12	59	64	67
	グループ	81	137	141	154

(出典)総務部 行政総務室

※1 市立豊中病院の医療部門を除きます。

※2 部には「監」、「会計管理者」、「教育次長」を含みます。

※3 室には「センター」を含みます。

第16条 行政手続

第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市は、行政手続の整備を図ることによって、市民の権利利益の保護に努めるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○行政手続条例の運用

条例に基づき、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護

～今後の方向性～

行政不服審査法(平成28年度施行)及び行政手続法(平成27年度施行)の趣旨を踏まえ、引き続き、より公正で透明な手続きの整備を進めることにより、市民の権利利益の保護を図り、市民から信頼される公正な行政運営を行います。

第17条 政策法務

第17条 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。

《趣旨》

市は、自主条例の制定などの政策法務の推進を図るべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○政策法務研修の定期的な実施

職員の政策法務能力向上のため、政策法務研修および法制執務研修、地方自治法研修等を実施

◎新例規情報総合システムの導入（平成25年度）

各部局における規則及び訓令の制定改廃に関する立案事務を支援するため、総合システムを導入

～今後の方向性～

自治立法権等を積極的に活用し、市独自の政策を実現するため、さらに研修等を充実させ、各部局職員の法務能力の向上を図っていく必要があります。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
独自条例の数（「委任条例に独自部分を含む条例」を含む）（件）	16	18	20	20
政策法務に関する庁内研修の実施回数（回）	18	16	15	14
法務主任設置人数（人）	46	52	54	49

（出典）総務部 法務コンプライアンス室

第18条 法令遵守

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市は、市政運営にあたっては、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するため、庁内体制の整備や対应手順の作成などの措置を講じるべきことを定めるものです。

これにより、法令等を誠実に遵守して仕事を進める仕組みを確立しようとするものです。

《4年間の取組み》

○不当要求行為等対策要綱の運用

要綱に基づき、職員の安全及び事務事業の公正かつ適正な執行を確保

◎不当要求行為等対応基本マニュアルの改訂（平成24年度）

職員が不当要求に対応する際のマニュアルに具体的対応事例を掲載した改訂版を策定

○市政に対する提言等の報告等に関する要綱の運用

要綱に基づき、一定の公職にある者等からの市政の運営に関する提言等に対し、迅速かつ的確に処理

○内部公益通報に関する事務要綱の運用

要綱に基づき、職員等からの公益通報を適切に処理

◎不当要求防止責任者の配置（平成24年度）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、不当要求防止責任者を庁内全部局に配置

～今後の方向性～

市民や公職者から要望を受けた際に、その経過を記録し情報公開の対象とすることにより、違法または不当な要求が行われることを未然に抑止するとともに、実際にそうした要求を受けた場合には、組織として毅然とした対応を図ることが必要です。

今後も職員が提言や不当要求等に対して的確に事務処理できるよう、また、職場内の法令違反行為の発生を防止する観点から、公益通報が行えるよう、研修等を通じて要綱等の浸透を図るとともに、適切な運用に努めます。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
不当要求行為等の件数(件)	2	1	1	1
市政に対する提言等の報告件数(件)	0	0	0	0
内部公益通報の件数(件)	0	0	0	1

(出典)総務部 法務コンプライアンス室

第3章 自治の運営

第19条 情報公開及び個人情報の保護

第19条 情報公開及び個人情報の保護

第19条 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、情報公開を総合的に推進しなければならない。

2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市政に関する情報の公開を総合的に推進すべきこと、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○豊中市情報公開条例の運用

条例に基づき、市民への説明責任を果たすため、情報公開請求に基づく行政文書の開示などの手続きを運用

○豊中市個人情報保護条例の運用

条例に基づき、個人情報の保護を推進

○市政情報の発信

「広報とよなか」のほか、ホームページや平成25年度に開設したFacebookなどの多様な媒体や報道機関への情報提供を通じて、市民へ市政情報を発信

～今後の方向性～

情報公開については、開かれた市政運営の促進のために、広報の充実とともに、各部局が保有するさまざまなデータ等の一層の有効活用を図り、有効な行政情報を市民にわかりやすく公開・提供することにより、市民との情報共有を図ります。

個人情報の保護については、今後、さらに個人情報の流出・盗難などを未然に防止するとともにマニュアルの整備や研修を進め、個人情報保護強化に努めていく必要があります。

第3章 自治の運営

第19条 情報公開及び個人情報の保護

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
市政情報コーナー配架資料数(件)	10,087	10,364	10,525	10,419
市が保有する個人に関する情報の本人からの請求件数(件)	117	80	76	108

(出典)総務部 情報公開課

	H22	H23	H24	H25
報道機関に対する情報提供数(件)	396	373	416	405
ホームページへのアクセス件数(件)	10,382,710	10,415,522	11,100,617	7,622,065*

(出典)政策企画部 広報広聴課

※平成 25 年 3 月 14 日にホームページを全面リニューアルした。その際、アクセス件数のカウントソフトが変わり、カウント対象ページが減ったため、平成 25 年度から大幅に件数が減少。

第20条 行政評価

第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。

2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

行政評価について、施策の効果をできる限り定量的に把握し、評価結果を当該施策に適切に反映させるべきこと、評価の結果に対して市民の意見を聴くために必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

◎政策評価・事務事業評価の実施（平成24年度～）

第3次総合計画後期基本計画に位置づく施策および事務事業の評価を実施し、結果を公表

◎政策評価委員会の設置・運営（平成24年度～）

政策評価の適正な運用と改善及び客観性の向上を図るために、評価の方法や施策指標の設定状況等について検証する委員会を設置

～今後の方向性～

成果重視の行政運営、職員間の目的・課題の共有および市民への説明責任の確保を目的として、毎年度行政評価を実施していきます。

〔参考データ〕

		H22	H23	H24	H25
事務事業 評価結果 (項目数)	現状のまま継続	—	—	1,280 (81.2%)	1,348 (82.0%)
	拡充の方向で検討	—	—	147 (9.3%)	123 (7.5%)
	縮小の方向で検討	—	—	43 (2.7%)	66 (4.0%)
	完了・廃止の方向で検討	—	—	26 (1.6%)	23 (1.4%)
	完了・廃止の方向で検討 (事業の単位の見直し等によるもの)	—	—	—	7 (0.4%)
	完了・廃止	—	—	55 (3.5%)	57 (3.5%)
	完了・廃止 (事業の単位の見直し等によるもの)	—	—	26 (1.6%)	20 (1.2%)
	計	—	—	1,577	1,644

(出典)総務部 行政総務室(平成24年度開始)

		H22	H23	H24	H25
政策評価 結果 (項目数)	A(順調に進んでいる)	—	—	9 (13.6%)	14 (21.2%)
	B(概ね順調に進んでいる)	—	—	52 (78.8%)	50 (75.8%)
	C(やや進捗が遅れている)	—	—	5 (7.6%)	2 (3.0%)
	D(進捗が遅れている)	—	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	計	—	—	66	66

(出典)政策企画部 企画調整室(平成24年度開始)

第21条 人材育成

第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。

《趣旨》

市職員の人材育成について定めるものです。

《4年間の取組み》

◎人材育成基本方針の策定（平成22年度）

豊中市を担う職員の育成を総合的・計画的に進めるにあたっての指針となる「めざすべき職員のすがた」「人材育成施策の方向性」を明らかにした方針を策定

○研修制度の充実

係長級昇格前までの基礎力強化、昇格後の円滑な職務遂行にむけて係長級昇格前研修を導入するとともに、職員の主体的な自学の支援、組織体制の強化にむけた資格等取得支援制度を導入(平成25年度)

○人事制度の充実

採用説明会の実施(平成24年度～)、人事評価・職務状況報告書の対象者拡大(平成24年度～)、人事評価結果の給与反映の試行実施(平成25年度～)など、めざすべき職員の資質をもった人材を確保し、能力を最大限に発揮できるための人事制度の見直しを実施

～今後の方向性～

「市民視点」「未来志向」「チームプレー」により質の高い市民サービスを目指す職員を育成するため、人材育成基本方針および人材育成実施プランに基づく取り組みを実施していきます。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
常勤職員のうち市主催研修を受講した人の割合(%)	33.6	35.3	35.1	35.1
資格取得支援制度の利用者数(人)	—	—	—	89

(出典)総務部 職員研修所(資格取得支援制度は平成 25 年度開始)

第22条 財政運営

第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。

2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。

《趣旨》

財政運営について、市は、財政状況を的確に把握するとともに、中期的な見通しを立てること、また、それらを公表することを定めるものです。

《4年間の取組み》

◎歳入確保に係る基本方針の策定（平成24年度）

既存の歳入の確保、新たな歳入の創出、歳入の源泉の涵養の3つの観点から、歳入確保に係る方向性を明示

○市民への財政状況の周知

財務書類や解説などを加えて、財務状況をまとめた「とよなかの家計簿」を発行

○財務諸表の作成・公表

新地方公会計制度に対応した「バランスシート」「行政コスト計算書」「キャッシュフロー計算書」「純資産変動計算書」といった「財務書類」を作成し、公表

～今後の方向性～

平成27年度に「歳入確保に係る基本方針」の中間総括及び中間見直しを行い、中長期的な自主財源の確保をめざしていきます。

また、今後国が示す新地方公会計制度の新基準に対応していくなかで、引き続き、市民により分かりやすいものになるよう、「とよなかの家計簿」を改善するなど財政状況や財政見通しを公表していきます。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
決算における経常収支比率(%)	96.6	96.0	94.0	91.4
決算における自主財源比率(%)	58.1	57.8	55.7	55.7

(出典)財務部 財政室

第23条 危機管理

第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

《趣旨》

危機管理について、危機事象の発生に備えた体制等を整備するとともに、市民、事業者と連携して対応を図るべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

◎災害時における防災設備等の整備・充実（平成22年度～平成25年度）

- ・ 災害時に避難所に対して緊急情報を伝達するため、とよなか同報通信システムの運用を開始(平成22年度)
- ・ り災証明書発行の迅速化を図るため、被災者支援システムを導入(平成24年度)
- ・ 薬剤師会との協力により、医薬品の流通備蓄を開始(平成25年度)

◎災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の策定（平成24年度）

支援対象となる要援護者の範囲、支援にかかる自助・共助・公助の役割分担や支援体制などを明確化

◎小学校区単位の自主防災活動への支援（平成24年度～）

- ・ 校区単位で活動を実施する団体への市単独補助事業を開始(平成24年度)
- ・ 団体同士の情報交換や交流による活動の活性化を図るため、校区単位自主防災活動団体連絡会議を設立(平成25年度)

～今後の方向性～

引き続き、災害備蓄物資の適正な配置と管理や学校施設等の防災機能の充実、災害時に迅速・的確に対応できる行政力の向上、自主防災活動への支援の充実を図ります。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
とよなか同報通信システム子局設置数 (箇所)	43	59	59	59
消防防災協力事業所登録数(件)	201	250	271	314
自主防災組織の組織率(%)	75.5	77.2	78.3	77.4

(出典) 危機管理室

第4章 参画と協働

第24条 参画における原則

第4章 参画と協働

第24条 参画における原則

第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者に提供するよう努めなければならない。

3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

《趣旨》

参画における原則について定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第25条 意見公募手続

第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。

《趣旨》

意見公募手続を整備すべきことを定めるものです。
「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つとして定めるものです。

《4年間の取組み》

○豊中市意見公募手続に関する条例の運用

条例に基づき、市民の市政への参画を促進するとともに、計画等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民自治の進展を推進

～今後の方向性～

市民生活に関わりの深い案件などについて、より多くの意見を得られるよう、案件の周知や意見の収集方法について工夫するなど、対策を講じる必要があります。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
意見公募(パブリックコメント)手続実施 案件数(件)	14	27	33	16
パブリックコメント手続きにおける1案件 あたりの意見数(件)	8.9	12.9	11.1	9.4

(出典)政策企画部 広報広聴課

第4章 参画と協働

第25条 意見公募手続

第26条 審査会等の委員の選任

第26条 市は、審査会、審議会、協議会等（次項において「審査会等」という。）の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。

2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

《趣旨》

審査会、審議会、協議会等の委員の選任について定めるものです。

「意見公募手続」(第25条)と並んで「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つです。

《4年間の取組み》

○市の審議会等への女性委員の参画拡大に向けた取組み

「審議会等への女性委員の参画促進要綱」を審議会の事務局を持つ各課に配布するなど、女性委員の参画拡大を周知

○審議会等委員の選任に関する指針に基づく審議会等委員の市民公募

平成14年に策定した「審議会等委員の選任に関する指針」に基づき、市民公募枠を常に確保して、行政の様々な局面における幅広い市民参画を推進

～今後の方向性～

審議会等委員の市民公募に関する要領にしたがって市民公募を進めていますが、市民の応募が少ない審議会があるため、市民の市政への関心が高まるようPRを進めていく必要があります。

また、市民公募枠の拡大を行うとともに、市民が参加する意義を感じられるよう、市民の視点に応じた審議会の運営を考えていく必要があります。

[参考データ]

	H22	H23	H24	H25
審議会等における女性委員の割合(%) ^{※1}	30.8	29.9	28.9	29.0
公募を行っている審議会の割合(%) ^{※2}	43.8	47.1	42.7	59.7

(出典) ※1 人権文化部 人権政策室

※2 総務部 行政総務室

第27条 協働における原則

第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあっては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

《趣旨》

協働における原則について定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第28条 協働の推進

第28条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

《趣旨》

市は、協働を推進するために必要な施策を実施すべきことを定めるものです。
「協働における原則」(第27条)を具体化するための制度を定めるものです。

《4年間の取組み》

◎提案公募型委託制度と協働事業市民提案制度の活用促進方法の検討

(平成24年度)

提案公募型委託制度および協働事業市民提案制度の活用を促進するため、制度に基づく事業の調査等を行い、制度活用ガイドラインを制定

◎協働の実践事例集を発行(平成25年度)

協働の成果を広く共有し、協働への理解を深めることを目的に、協働の事例集を発行。
制度によらない協働も含めて、成果と今後の課題を明らかにした

◎市民活動団体の実態調査の実施(平成25年度)

市民活動団体の実態と課題、団体の意向等を把握し、今後の市民公益活動推進施策を構築するための基礎資料を得ることを目的に、調査を実施

○市民や事業者等との協働による取組み事例

〔提案公募型委託制度・協働事業市民提案制度に基づく協働事業〕

高齢者の住み家情報ネットワーク構築事業、こども日本語プロジェクト(日本語学習が必要な子どもたちへの支援システムづくり)、市民が創るJazz音楽祭 など

〔その他の取組み事例〕

とよなか創業ナビ、地域教育協議会(すこやかネット)への支援、地域子ども教室、ジュニアメイト、自主防災組織の育成、地域住民による公園等の自主管理協定制度、アダプト対策事業、タッチ・座・サイエンス事業(サイエンス・カフェ)、サウンドスクール、パワーアップカレッジボランティア(大学生サポーター)活用事業、北摂アーカイブス など

～今後の方向性～

市民公益活動推進条例に基づく協働推進施策等が10年を経過したことから、条例に基づく制度の見直し等について市民公益活動推進委員会に諮問し、結果を踏まえて制度の改善や新たな取組みの企画に活かします。

協働についての市民・職員の理解を深めることなどにより、協働の取組みを一層推進します。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
協働事業市民提案制度に基づき成案化した事業数(件)	1 (4)	2 (3)	1 (1)	1 (1)
提案公募型委託制度を活用した契約件数(件)	2 (4)	3 (5)	5 (6)	4 (7)

(出典) 市民協働部 コミュニティ政策室

第4章 参画と協働

第29条 パートナーシップ協定

第29条 パートナーシップ協定

第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定（次項において「パートナーシップ協定」という。）を締結することができる。

2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

《趣旨》

市民、事業者、市の三者が協働してまちづくりを進めるため、計画の策定、実施、評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた一種の契約である「パートナーシップ協定」を締結することができることを定めるものです。

《4年間の取組み》

○コラボひろばと屋上庭園の運営に関するパートナーシップ協定の締結

千里文化センター「コラボ」において、市民と行政が協働して、コラボひろば及び屋上庭園の活性化事業を実施するため、それぞれの役割などを規定した協定を締結

◎豊中まつりに関するパートナーシップ協定の締結（平成24年度～平成25年度）

特定非営利活動法人ラブとよネットと本市が、互いに協働して豊中まつりを運営するため、相互協力や役割について定めることを目的とした協定を締結

～今後の方向性～

これまで本市では、上記の取組みのほか、「公園・緑道における自主管理協定制度」や「アダプト活動」など、地域の団体等との協働の取組みを進めてきました。

今後も、それぞれの取組みの経緯や内容を鑑みながら、各々の状況に応じた方法により、市民、事業者とのパートナーシップ協定の締結を進めていきます。

第5章 市民投票

第30条 市民投票

- 第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
 - 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
 - 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
 - 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

《趣旨》

市民投票について、市民投票の実施請求権とその成立要件、対象事項、投票権、投票結果の尊重義務を定め、いわゆる「常設型」の市民投票を定めるものです。

自治基本条例において、市民、住民を表す言葉としては、基本的に「市民」を用いています。このため、住民投票ではなく、「市民投票」としたものです。

《4年間の取組み》

◎豊中市市民投票条例および施行規則の改正（平成25年度）

市民投票を実施するために、必要な事項を定めた条例および施行規則について、成年後見人に関する項目などを改正

～今後の方向性～

この制度は、市民の意思を直接市政に表明する権利を保障するしくみの一つであり、その他の制度も含め、市民参画のまちづくりを進めていきます。

〔参考データ〕

	平成26年3月1日現在
請求資格者の総数(人) 【市に3ヶ月以上在住している、18歳以上の市民の総数(外国人含む)】	330,172
市民投票実施請求に必要な署名数(人) 【請求資格者の総数の6分の1の数】	55,029

(出典)豊中市ホームページ

第6章 国又は他の地方公共団体との連携

第31条 国又は他の地方公共団体との連携

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

《趣旨》

共通する課題については、国や大阪府など他の自治体と連携しながら、協力して解決を図っていくよう努めるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

◎豊能地区3市2町による公立図書館利用の試行（平成24年度～）

図書館の広域利用サービスにより、市民の利便性の向上と地域の文化交流を推進

◎大阪府より豊能地区3市2町へ教職員人事権の移譲（平成24年度）

豊能地区3市2町で協議会を設置し、教職員の採用選考や管理職の選考、教職員の人事交流、教職員研修などの事務を府から移譲

◎岩手県大槌町および福島県須賀川市への職員派遣（平成24年度～）

東日本大震災の被災地である大槌町へ職員を派遣し、区画整理業務等に従事したほか、空港就航都市である須賀川市へも職員を派遣し、人的支援を実施

～今後の方向性～

平成24年4月の中核市移行により、大阪府から保健所の運営をはじめとした多くの権限の移譲を受け、本市の責任は拡大しました。さらに、今後も地方分権は進展することが予想されます。

これらの状況をふまえ、消防指令業務の池田市との共同運用や、能勢町の消防事務の受託など、広域的に対応しなければならない、あるいは、対応するほうが効率的である課題を見極めながら、引き続き、広域での連携・協力を進めていきます。

〔参考データ〕

	H22	H23	H24	H25
豊中市民が広域的に利用できる公共施設の数(箇所)	—	191	202	203
他の市町村と協働で実施している事業の数(件)	—	74	75	89

(出典)政策企画部 企画調整室(平成23年度調査開始)

第6章 国又は他の地方公共団体との連携

第32条 この条例の位置付け

第7章 この条例の位置付け

第32条 この条例の位置付け

第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

《趣旨》

自治基本条例の位置付けについて、市民、事業者、市の遵守義務と、市政運営にあたっての最大限の尊重義務を定めるものです。

条例の位置付けを規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としていきます。

附則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、同条第5項の条例の施行の日から施行する。
- 2 市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

自治基本条例の施行日、施行後3年以内の運用状況の検討と、その際の市民、事業者からの運用状況や見直しについての意見、検討結果への市の対処方法を定めるものです。

附則の趣旨に則り、今回の運用状況の検討も行っています。

おわりに

■ 検討結果のまとめ

本書では、自治基本条例の附則第2項の規定に基づき、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間における、自治基本条例の運用状況の検討を行いました。その結果、以下のことが明らかになりました。

① 市の権限の拡充

- ・ 条例第 9 条「市長の権限」に基づく中核市移行による大阪府からの権限移譲

② 自治基本条例に基づく制度の構築や条例の制定を行いました。

- ・ 条例第 12 条「地域自治」に基づく「豊中市地域自治推進条例」の制定と「地域自治システム」の創設
- ・ 条例第 14 条「総合計画」に基づく第 3 次豊中市総合計画後期基本計画の策定
- ・ 条例第 20 条「行政評価」に基づく行政評価制度の構築

③ 自治基本条例の規定に基づく取組みを推進してきました。

- ・ 条例第 28 条「協働の推進」に基づく協働による取組み
- ・ 条例第 29 条「パートナーシップ協定」に基づくパートナーシップ協定の締結
- ・ 条例第 31 条「国又は他の地方公共団体との連携」に基づく都市間連携の推進

このように本市では、自治基本条例の規定に基づいた市政運営を、着実に進めてきました。

■ 今後の取組み

今回の検討結果をもとに、これまで自治基本条例に基づいて構築してきた制度や進めてきた取組みなどを充実させていくとともに、現在検討を進めている制度等について取組みを進めるなど、今後も自治基本条例の理念や原則をふまえ、規定に即した市政運営に取り組み、市民主権の理念の下での自治の実現を図ります。

豊中市自治基本条例(平成19年豊中市条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 自治の主体

第1節 市民及び事業者(第3条―第5条)

第2節 市議会(第6条―第8条)

第3節 行政機関(第9条―第11条)

第3章 自治の運営

第1節 地域(第12条)

第2節 市政(第13条―第23条)

第4章 参画と協働

第1節 参画(第24条―第26条)

第2節 協働(第27条―第29条)

第5章 市民投票(第30条)

第6章 国又は他の地方公共団体との連携(第31条)

第7章 この条例の位置付け(第32条)

附則

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持てる力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、

自分の住むまちに関心を持ち、

まちの課題を自らの課題として受け止め、

情報を共有し、

お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、

よって、まちの課題に対して、

より良い解決方法を見つけ出し、

責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

豊中市自治基本条例(条文)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。
- 2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

第2章 自治の主体

第1節 市民及び事業者

(市民の権利)

第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。
- 3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

第2節 市議会

(市議会の権限等)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に

関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

- 第7条** 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。
- 2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

- 第8条** 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

第3節 行政機関

(市長の権限)

- 第9条** 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。
- 2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

- 第10条** 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。
- 2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。

(職員の責務)

- 第11条** 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

第3章 自治の運営

第1節 地域

(地域自治)

- 第12条** 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織(以下この条において「地域自治組織」という。)を自主的に形成することができる。
- 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。

豊中市自治基本条例(条文)

- 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

第2節 市政

(市政運営の基本原則)

- 第13条** 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。
- 2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。
 - 3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。

(総合計画)

- 第14条** 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。
- 2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。

(行政組織)

- 第15条** 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。

(行政手続)

- 第16条** 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

(政策法務)

- 第17条** 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。

(法令遵守)

- 第18条** 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

(情報公開及び個人情報保護)

- 第19条** 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、

情報公開を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(行政評価)

第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

(人材育成)

第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。

(財政運営)

第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。

- 2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。

(危機管理)

第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

第4章 参画と協働

第1節 参画

(参画における原則)

第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者を提供するよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

(意見公募手続)

第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当

たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。

(審査会等の委員の選任)

第26条 市は、審査会、審議会、協議会等(次項において「審査会等」という。)の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。

2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第2節 協働

(協働における原則)

第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあつては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

(協働の推進)

第28条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

(パートナーシップ協定)

第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定(次項において「パートナーシップ協定」という。)を締結することができる。

2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

第5章 市民投票

(市民投票)

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、市民投票を実施しなければならない。

- 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
- 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 国又は他の地方公共団体との連携

(国又は他の地方公共団体との連携)

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

第7章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、同条第5項の条例の施行の日から施行する。
- 2 市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

平成27年（2015年）3月 発行

事務局：豊中市 政策企画部 企画調整室

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1

電話（06）6858-2084 FAX（06）6858-4111

豊中市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

電子メール soukei@city.toyonaka.osaka.jp